

1 2 漁業権漁業

(1) 各漁業権漁業の概況

① 共同漁業権漁業（第7次）

海面共同漁業権漁業は、単有27件、共有7件の計34件が設定されており、第1種はこんぶ漁業、うに漁業、第2種は各種刺し網漁業、小定置網、第3種は地曳網が主要漁業となっている。

また、内水面共同漁業権漁業は、単有1件、共有4件の計5件が設定されており、第1種はあさり漁業、しじみがい漁業、第5種はちか漁業、わかさぎ漁業となっている。

② 定置漁業（第13次）

当管内に設定されている定置漁業権は、さけ定置、さけ・いか定置、さけ・ます定置であり、176か統が免許されている。

③ 海面区画漁業（第13次）

当管内の海面区画漁業権は、いずれも漁業協同組合を漁業権者とする32件の第1種区画漁業権となっている。

羅臼町地先では、こんぶ養殖業、ほたてがい養殖業（種苗生産）、標津町地先では、ほたてがい養殖業（種苗生産）、別海町地先ではこんぶ養殖業、うに養殖業（種苗中間育成）、根室市地先ではうに養殖業（種苗中間育成）、かき養殖業が行われており、地域沿岸漁業の振興に重要な役割を果たしている。

○ 漁業権漁業総括表

H28.12末現在

組合名 区分	漁業種類	免許期間	単 有								共有	計
			落石	歯舞	根室	湾中	別海	野付	標津	羅臼		
共同 漁業権	第1種～ 第3種 (海面)	H25. 9. 1～ H35. 8. 31	2	4	4	5	3	3	3	3	7	34
	第1種 第5種 (内水面)	H25. 9. 1～ H35. 8. 31		1							4	5
定置 漁業権	定置漁業	H26. 4. 1～ H30. 12. 31	12	15	12				35	28		102
		H26. 6. 1～ H30. 12. 31				6 (温根 沼2)						6
		H26. 7. 1～ H30. 12. 31			1		20 (風蓮 湖5)					21
		H28. 4. 1～ H30. 12. 31									33	33
		H28. 8. 26～ H30. 12. 31									14	14
海面区画 漁業権	第1種	H25. 9. 1～ H30. 8. 31			1	3			1	1	26	32
計			14	20	18	14	23	39	32	76	11	247

()は内数

(2)海面共同漁業権の免許状況

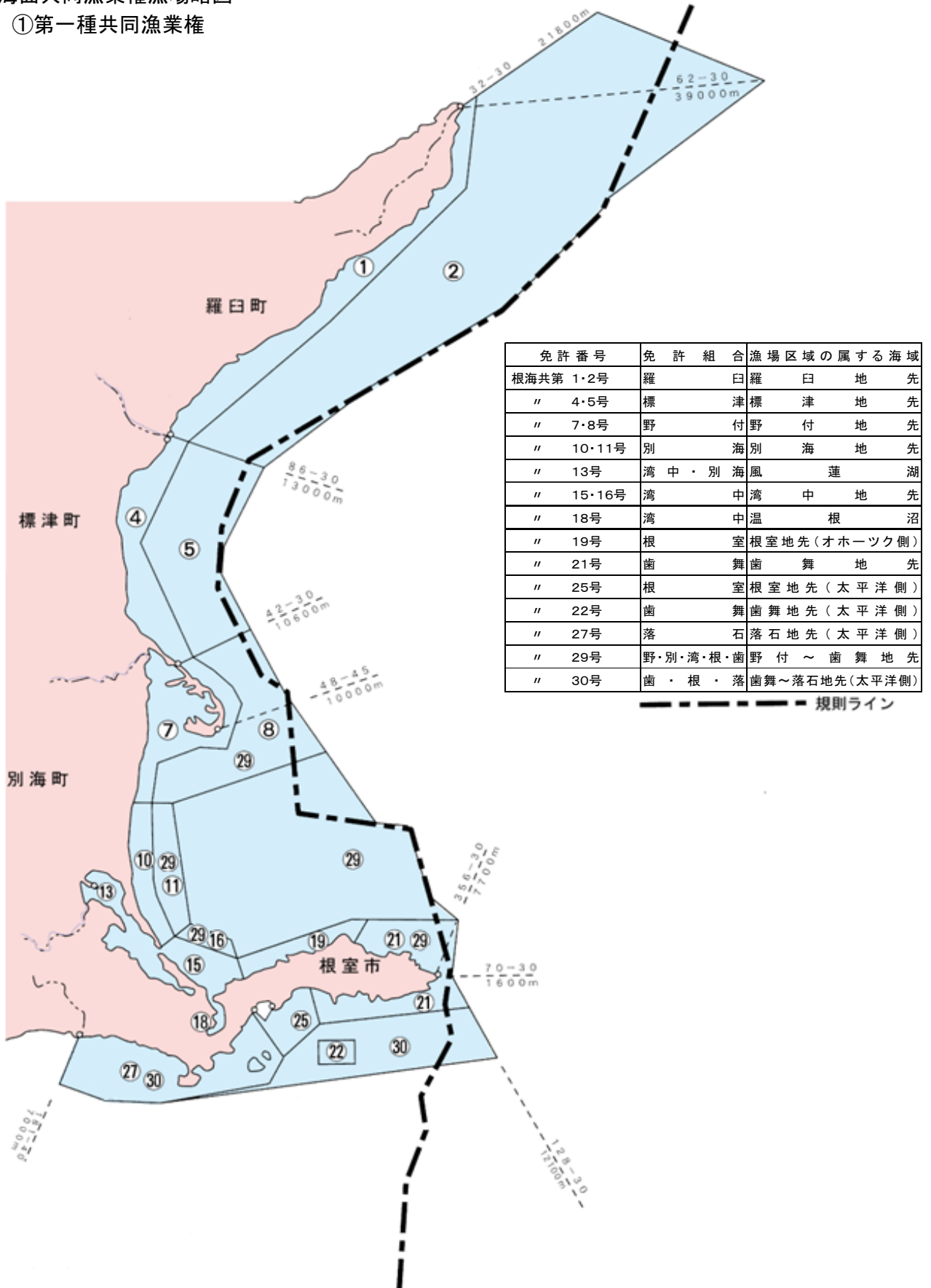
(存続期間 平成25年9月1日～平成35年8月31日)

区分	組合	オホーツク海										太平洋				
		単有							共有			単有			共有	
		羅臼	標津	野付	別海	湾中	根室	歯舞	湾中・別海	野付別海湾中根室歯舞	管内8単協	歯舞	根室	落石	歯舞・根室・落石	管内8単協
第1種	こんぶ	①	⑤				⑱	⑳				㉑/㉒	㉓	㉔		
	ぎんなんそう	①						㉑				㉑		㉔		
	ちがいそ	①						㉑				㉑/㉒		㉔		
	のり	①					⑱	㉑				㉑	㉓	㉔		
	ふのり	①		⑦		⑮	⑱	㉑				㉑	㉓	㉔		
	まつも	①														
	ほくかいえび	①	④	⑦	⑩	⑮/⑱	⑱	㉑	⑬			㉑	㉓	㉔		
	えむし	①	⑤	⑧				㉑				㉑				
	ほや	②	⑤	⑦			⑱			㉑					⑳	
	なまこ	②	⑤	⑦	⑩	⑮	⑱			㉑					⑳	
	うに	②	⑤	⑦	⑩	⑮/⑱	⑱		⑬	㉑					⑳	
	かき					⑱										
	ほたてがし	②	⑤	⑦	⑩	⑮/⑱	⑱			㉑					⑳	
	ほっきがし	①	⑤	⑧	⑪	⑮	⑱	㉑	⑬			㉑	㉓	㉔		
	えぞばかがし		⑤	⑧	⑪	⑮	⑱	㉑				㉑	㉓	㉔		
	つぶ	①	④	⑦	⑩	⑮/⑱	⑱	㉑	⑬			㉑	㉓	㉔		
	あさり			⑦		⑮/⑱	⑱	㉑	⑬			㉑				
	おおのがし			⑦		⑮/⑱			⑬							
	おおみぞがし			⑧	⑪	⑮	⑱						㉓			
	さらがし	①		⑧	⑪	⑮	⑱						㉓			
	しじみがし								⑬							
	たこ	②	⑤							㉑						
	第2種	ちか刺し網	③													
		ちか・こまい・はたはた刺し網		⑥	⑨	⑫		⑳					㉒	㉔		
		ちか・こまい・はたはた・きゅうりうお刺し網					⑮/⑳		㉑			㉑	㉒			㉔
ちか・わかさぎ・きゅうりうお刺し網									⑭							
しらうお刺し網				⑨					⑭							
かじか・わらずか・あいなめ刺し網		③	⑥	⑨	⑫	⑰	⑳	㉑			㉑	㉒	㉓	㉔		㉔
にしん刺し網				⑨	⑫	⑳			⑭		㉑					㉔
かれい刺し網				⑨	⑫	⑳			⑭		㉑					㉔
おひょう刺し網					⑫						㉑					㉔
たら刺し網											㉑					㉔
さめ刺し網				⑨							㉑					㉔
かすべ刺し網				⑨	⑫						㉑					㉔
めぬけ刺し網											㉑					㉔
ほっけ・めばる刺し網				⑨							㉑					㉔
そい刺し網											㉑					㉔
きちじ刺し網											㉑					㉔
ほっけ・こまい・かれい底建網			⑥	⑨				㉑				㉒		㉔		
こまい・かれい・はたはた・きゅうりうお底建網					⑫											
こまい・かれい・ちか・にしん底建網						⑰										
ほっけ・こまい・かれい・はたはた・いか底建網							⑳						㉒			
ほっけ・こまい・かれい・ます小型定置網		③														
こまい・かれい・ちか・ます小型定置網			⑥	⑨												
こまい・かれい・きゅうりうお・ます小型定置網					⑫											
こまい・かれい・はたはた・にしん・ます小型定置網						⑰										
こまい・かれい・はたはた・いか・ます小型定置網							⑳						㉒			
こまい・かれい・はたはた・ます小型定置網							㉑				㉒		㉔			
こまい・ちか待網		⑥														
こまい・ちか・きゅうりうお待網			⑨	⑫												
こまい・ちか・わかさぎ・にしん・ます待網								⑭								
こまい・ちか・きゅうりうお・にしん・ます待網					⑰/⑳											
こまい・ちか・はたはた・ます待網						⑳										
こまい・ちか・はたはた待網							㉑				㉒					
こまい・ちか・はたはた・わかさぎ・ます待網													㉔			
くりがにかご		⑥	⑨	⑫	⑰	⑳	㉑	⑭		㉑	㉒	㉓	㉔		㉔	
第3種	かれい・こまい・ちか地曳網	③	⑥		⑫		⑳	㉑			㉒	㉓	㉔			
	かれい・こまい・ちか・しらうお地曳網			⑨												
	かれい・こまい・ちか・にしん・わかさぎ地曳網							⑭								
	かれい・こまい・ちか・きゅうりうお地曳網					⑰/⑳										

(注 ○内の数字は免許番号)

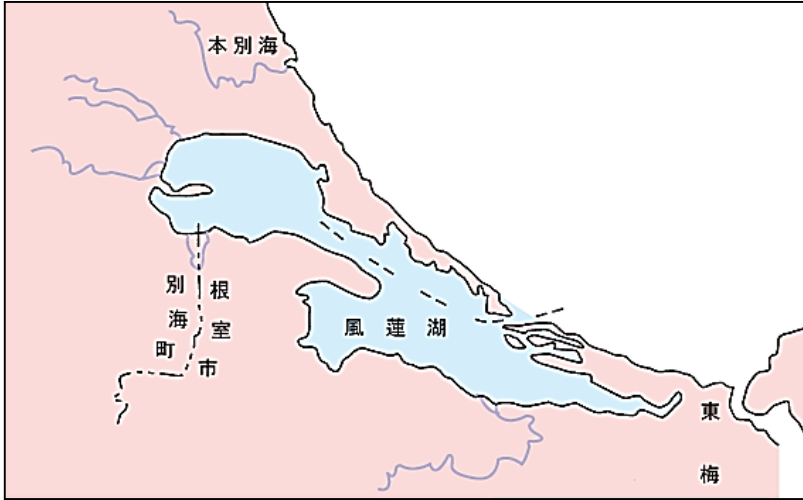
海面共同漁業権漁場略図

① 第一種共同漁業権

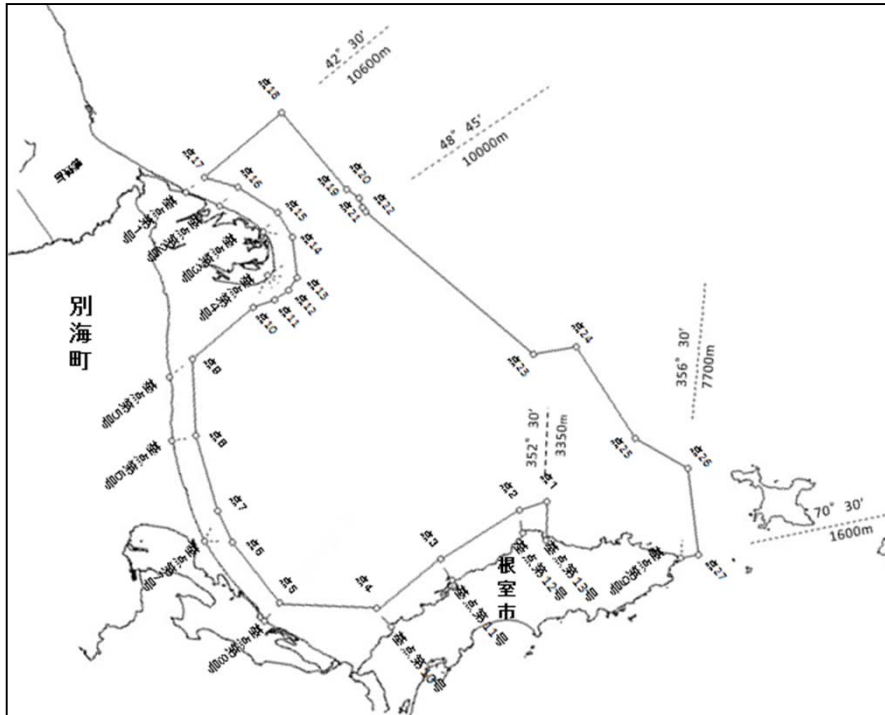


②第一種 共有共同漁業権区域図面

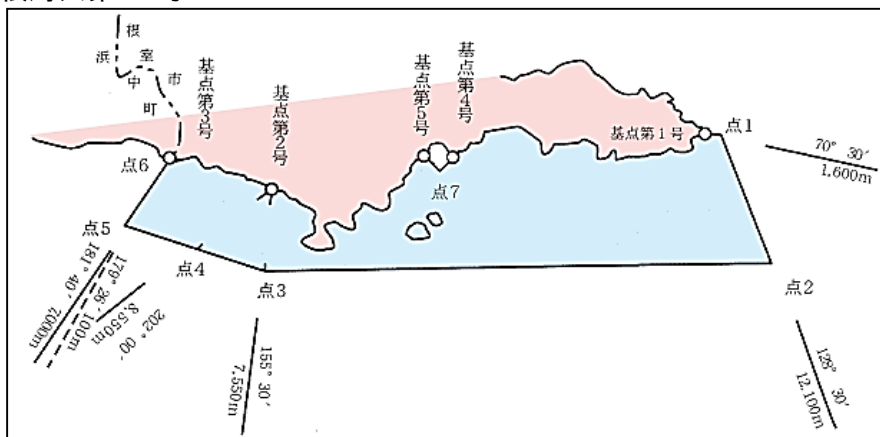
根海共第13号(風蓮湖)



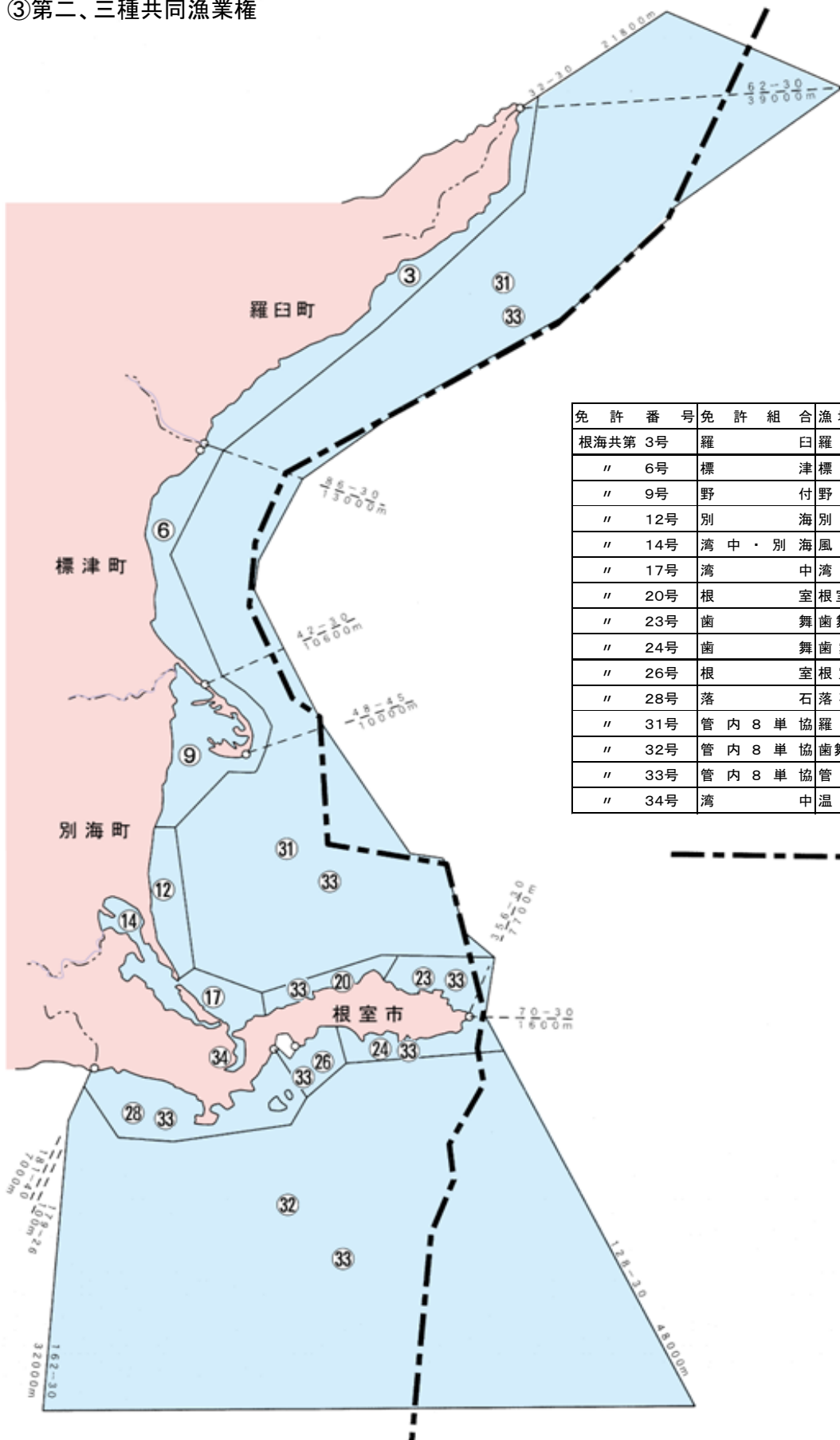
根海共第29号



根海共第30号



③第二、三種共同漁業権



免許番号	免許組合	漁場区域の属する海域
根海共第3号	羅臼	羅臼地先
" 6号	標津	標津地先
" 9号	野付	野付地先
" 12号	別海	別海地先
" 14号	湾中・別海	風蓮湖
" 17号	湾中	湾中地先
" 20号	根室	根室地先(オホーツク側)
" 23号	歯舞	歯舞地先(オホーツク側)
" 24号	歯舞	歯舞地先(太平洋側)
" 26号	根室	根室地先(太平洋側)
" 28号	落石	落石地先(太平洋側)
" 31号	管内8単協	羅臼～歯舞地先
" 32号	管内8単協	歯舞～落石地先(太平洋側)
" 33号	管内8単協	管内8単協地先
" 34号	湾中	温根沼

----- 規則ライン

(3)内水面共同漁業権の免許状況

(存続期間 平成25年9月1日～平成35年8月31日)

免許番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の区域
根内共第1号	歯舞漁業協同組合	第一種共同漁業	あさり漁業	1. 1～12. 31	協力橋下流端の線までのトーサムボロ沼の区域
		第五種共同漁業	ちか漁業		
根内共第2号	根室湾中部 漁業協同組合 別海漁業協同組合	第五種共同漁業	わかさぎ漁業	1. 1～12. 31	次の基点第1号と基点第2号を結んだ線から下流の別当賀川本流の区域 基点第1号 国土地理院3等三角点別当賀 基点第2号 基点第1号から90度750メートルの点
根内共第3号	同上	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1. 1～12. 31	国道243号風蓮川橋上流端の線から下流の風蓮川本流(分流河川を含む)の区域、国道243号トンデン川函渠上流端の線から下流のトンデン川本流の区域及び旧国鉄標津線鉄橋上流端の線から下流の木村川本流の区域
		第五種共同漁業	わかさぎ漁業 ちか漁業		
根内共第4号	同上	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1. 1～12. 31	旧国鉄標津線鉄橋上流端の線から下流のヤウシュベツ川本流の区域及び旧国鉄標津線鉄橋上流端の線から下流のケネヤウシュベツ川本流の区域
		第五種共同漁業	わかさぎ漁業 ちか漁業		
根内共第5号	同上	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1. 1～12. 31	国道244号ポン川橋上流端の線から下流のポンヤウシュベツ川本流の区域
		第五種共同漁業	わかさぎ漁業 ちか漁業		

内水面共同漁業権漁場略図

根内共第1号



根内共第2号



根内共第3号



根内共第4号



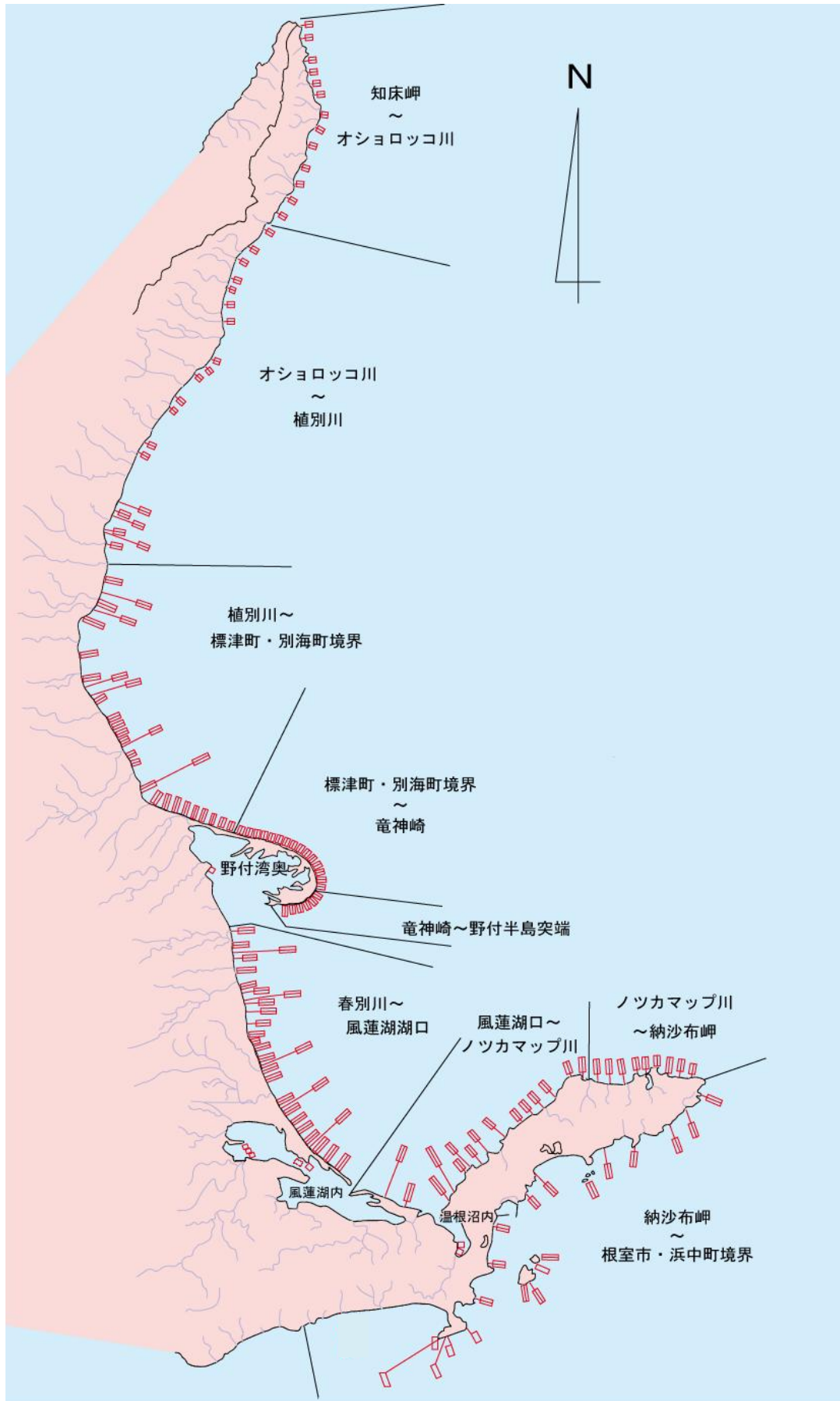
根内共第5号



(4)定置漁業権免許状況(第13次)

系統郡	地区		免許内容		漁業時期	操業期間		組合	統数
			免許番号						
根室	根室北部	知床岬 ～ オシヨロツク川	羅さけ・いか定	第1～7号 第10～12号	6.1～12.9	陸網	9.8～11.24	羅臼	47
			羅さけ・いか定	第8号		陸・沖網	5.10～8.10		
			羅さけ・いか定	第9号、第13号		陸網	9.8～11.24		
			羅さけ・いか定	第9号、第13号		沖網	9.13～11.24		
		羅さけ・ます定	第1～10号	9.1～9.17	陸・沖網	5.10～8.10			
		羅さけ・いか定	第14号、16号、18号、20号 第22号～28号、30号、32号		陸網	9.8～11.24			
		羅さけ・いか定	第15号、17号、19号、21号 第29号、31号、33号		沖網	9.14～11.24			
		羅さけ・ます定	第11～14号	9.1～9.17	陸・中・沖網	9.1～11.30			
		植別川 ～ 竜神崎	標さけ定	第1号、3号～8号、10号～26号 第28号、29号	6.15～12.18	陸・中・沖網	9.1～11.30		
	標さけ定		第2号、第9号	5.1～12.18	陸・沖網	5.10～8.10			
	別さけ定		第1号～第15号	6.15～12.18	陸・中・沖網	9.1～11.30			
	根室南部	竜神崎 ～ 納沙布岬 (野付湾・風蓮湖・温根沼)	別さけ定	第16号～第21号	6.15～12.12	陸・中・沖網	9.1～11.30	野付	35
			別さけ定	第22号	8.5～12.2	陸・中・沖網	9.1～11.30		
			別さけ定	第23号～第35号	7.15～12.12	陸・中・沖網	9.1～11.30		
			別さけ定	第36号～第50号	7.15～12.12	陸・中・沖網	9.1～11.30	別海	20
			風さけ定	第1号～第5号	8.5～12.2	陸・中・沖網	9.1～11.30		
			温さけ定	第1号～第2号	8.5～12.2	陸・中・沖網	9.1～11.30		
			根さけ定	第1号～第4号	7.15～12.12	陸・中・沖網	9.1～11.30	根室湾中部	6
根さけ定			第5号～第15号	7.15～12.12	陸・中・沖網	9.1～11.30			
根さけ定			第16号～第24号	7.1～12.12	陸・中・沖網	9.1～11.30			
エリモ以東	東部	納沙布岬 ～ 落石	根さけ定	第25号～第30号	4.10～12.10	陸・沖網	4.21～8.10	茵舞	15
			根さけ定	第31号～第32号	4.10～12.10	陸網	8.24～11.20		
			根さけ定	第33号～第44号	4.10～12.10	沖網	8.28～11.20		
管内合計								176	

定置漁業権漁場略図(イメージ図)



(5)海面区画漁業権の免許状況

(存続期間 平成25年9月1日～平成30年8月31日)

免許番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
根海区第1号	根室漁業協同組合	第一種区画漁業	うに養殖業	1. 1～12. 31	根室市地先 (根室港沖)
根海区第2号	根室湾中部漁業協同組合	第一種区画漁業	かき養殖業	1. 1～12. 31	根室市地先
温海区第1号	根室湾中部漁業協同組合	第一種区画漁業	かき養殖業	1. 1～12. 31	根室市地先
風海区第1号	根室湾中部漁業協同組合	第一種区画漁業	かき養殖業	1. 1～12. 31	野付郡別海町地先 及び根室市地先
別海区第1号	野付漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 うに養殖業	1. 1～12. 31	野付郡別海町地先
標海区第1号	標津漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1. 1～12. 31	標津郡標津町地先
羅海区第1号 ～第26号	羅臼漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業 こんぶ養殖業	1. 1～12. 31	目梨郡羅臼町地先

海面区画漁業権漁場略図

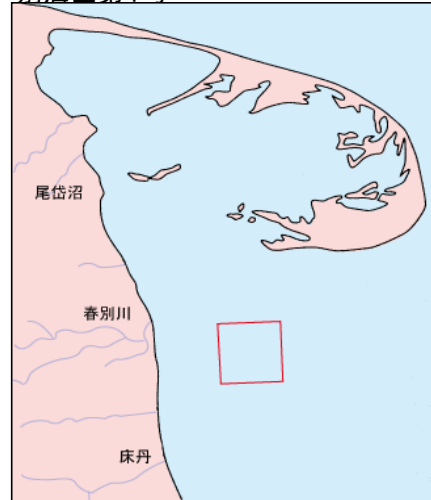
羅海区第1～26号



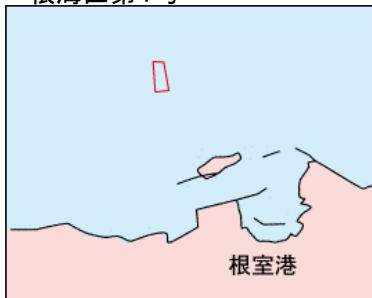
標海区第1号



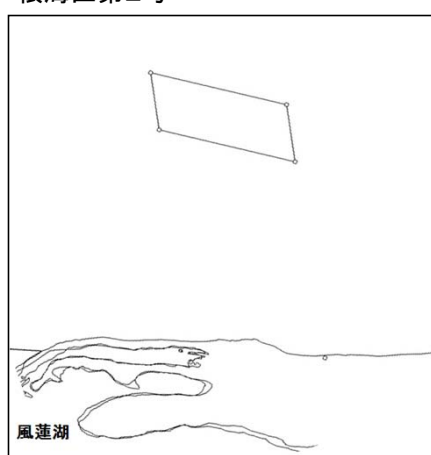
別海区第1号



根海区第1号



根海区第2号



風海区第1号



温海区第1号



(6)規則ライン基点表

北海道海面漁業調整規則 第32条の2 別表2の2のライン
(規則ライン)

基点	緯度・経度(日本測地系)	緯度・経度(世界測地系)
北から 1	北緯44度33分00秒 東経145度38分00秒	北緯44度33分09秒 東経145度37分45秒
2	北緯44度20分00秒 東経145度37分00秒	北緯44度20分09秒 東経145度36分45秒
3	北緯44度17分30秒 東経145度37分00秒	北緯44度17分39秒 東経145度36分45秒
4	北緯44度09分00秒 東経145度32分00秒	北緯44度09分09秒 東経145度31分45秒
5	北緯43度57分00秒 東経145度19分30秒	北緯43度57分09秒 東経145度19分15秒
6	北緯43度55分00秒 東経145度17分00秒	北緯43度55分09秒 東経145度16分45秒
7	北緯43度52分00秒 東経145度15分00秒	北緯43度52分09秒 東経145度14分45秒
8	北緯43度48分00秒 東経145度14分00秒	北緯43度48分09秒 東経145度13分45秒
9	北緯43度44分00秒 東経145度15分30秒	北緯43度44分09秒 東経145度15分15秒
10	北緯43度41分30秒 東経145度18分30秒	北緯43度41分39秒 東経145度18分15秒
11	北緯43度38分30秒 東経145度23分30秒	北緯43度38分39秒 東経145度23分15秒
12	北緯43度37分30秒 東経145度26分00秒	北緯43度37分39秒 東経145度25分45秒
13	北緯43度30分00秒 東経145度32分00秒	北緯43度30分09秒 東経145度31分45秒
14	北緯43度32分00秒 東経145度41分00秒	北緯43度32分09秒 東経145度40分45秒
15	北緯43度26分00秒 東経145度48分00秒	北緯43度26分09秒 東経145度47分45秒
16	北緯43度25分00秒 東経145度49分30秒	北緯43度25分09秒 東経145度49分15秒
17	北緯43度23分18秒 東経145度50分30秒	北緯43度23分27秒 東経145度50分15秒
18	北緯43度20分00秒 東経145度52分00秒	北緯43度20分09秒 東経145度51分45秒
19	北緯43度19分00秒 東経145度52分30秒	北緯43度19分09秒 東経145度52分15秒
20	北緯43度16分00秒 東経145度52分30秒	北緯43度16分09秒 東経145度52分15秒
21	北緯43度14分00秒 東経145度53分30秒	北緯43度14分09秒 東経145度53分15秒
22	北緯43度08分00秒 東経145度53分30秒	北緯43度08分09秒 東経145度53分15秒